

# 「レセプト」は正しく送りましょう

「信書」とは、「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書」とであると、郵便法及び信書便法に定義されています。具体的には、誰もが知っている手紙やはがきの他に、請求書の類としてレセプト（調剤報酬明細書等）なども信書に該当する文書となります。

「信書」は通信手段であり、憲法が保障する通信の秘密を保護する必要があることから、「信書」についての秘密を侵すことは禁止されています。このため、レセプトなどの信書を送達できる者は、郵便法及び信書便法により、郵便事業株式会社と総務大臣の許可を受けた信書便事業者に限られています。これらの事業者以外の者が信書を送達することも、これらの事業者以外の者に信書の送達を依頼することも法律により禁じられています。例えば、貨物運送事業者が提供しているメール便は、信書以外の軽量の荷物を配達するサービスです。

したがって、レセプトなど信書に該当する文書をメール便により送達することは法律違反となりますので、信書を送達する際は、法令を遵守して郵便事業株式会社又は信書便事業者（[http://www.soumu.go.jp/yusei/tokutei\\_g.html](http://www.soumu.go.jp/yusei/tokutei_g.html)）に依頼するよう御協力ください。

信書に該当する文書	信書に該当しない文書
<ul style="list-style-type: none"><li>■書状<ul style="list-style-type: none"><li>・手紙、はがき</li></ul></li><li>■請求書の類<ul style="list-style-type: none"><li>【類例】納品書、領収書、見積書、願書、申込書、申請書、申告書、依頼書、契約書、照会書、回答書、承諾書</li><li>◇レセプト(調剤報酬明細書等)</li></ul></li><li>■会議招集通知の類<ul style="list-style-type: none"><li>【類例】結婚式等の招待状、業務を報告する文書</li></ul></li><li>■許可書の類<ul style="list-style-type: none"><li>【類例】免許証、認定書、表彰状</li></ul></li><li>■証明書の類<ul style="list-style-type: none"><li>【類例】印鑑証明書、納税証明書、戸籍謄本、住民票の写し</li><li>◇健康保険証、◇登記簿謄本</li></ul></li><li>■ダイレクトメール<ul style="list-style-type: none"><li>・文書自体に受取人が記載されている文書</li><li>・商品の購入等利用関係、契約関係等特定の受取人に差し出す趣旨が明らかな文言が記載されている文書</li></ul></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>■書籍の類<ul style="list-style-type: none"><li>【類例】新聞、雑誌、会報、会誌、手帳、カレンダー、ポスター</li></ul></li><li>■カタログ</li><li>■小切手の類<ul style="list-style-type: none"><li>【類例】手形、株券</li></ul></li><li>■プリペイドカードの類<ul style="list-style-type: none"><li>【類例】商品券、図書券</li></ul></li><li>■乗車券の類<ul style="list-style-type: none"><li>【類例】航空券、定期券、入場券</li></ul></li><li>■クレジットカードの類<ul style="list-style-type: none"><li>【類例】キャッシュカード、ローンカード</li></ul></li><li>■会員カードの類<ul style="list-style-type: none"><li>【類例】入会証、ポイントカード、マイレージカード</li><li>◇住民基本台帳カード</li></ul></li><li>■ダイレクトメール<ul style="list-style-type: none"><li>・専ら街頭における配布や新聞折り込みを前提として作成されるチラシのようなもの</li><li>・専ら店頭における配布を前提として作成されるパンフレットやリーフレットのようなもの</li></ul></li></ul>

◇は個々の相談事例において判断されたもの。



総務省

信書及び信書の送達に関するお問い合わせ

信書便制度に関するお問い合わせ

郵政行政部ホームページ

03-5253-5975

総務省情報流通行政局  
郵政行政部郵便課

03-5253-5976

総務省情報流通行政局  
郵政行政部信書便事業課

<http://www.soumu.go.jp/yusei/index.html>